## ○金融庁告示第

号

金融 商 品取引業等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十二号) 第百二十三条第八項及び第九項の

規定に基づき、 金融庁長官が定める資産及び割合を次のように定め、 平成二十八年九月一 日 より適用 する。

平成二十八年 月 日

金融庁長官 森 信親

## (金融庁長官が定める資産)

第一条 金融 商 品 取 引業等に関する内閣府令第百二十三条第八項に規定する金融庁長官が定める資産は、 次

に掲げるものとする。

## 一現金

中 央 政· 府、 中央銀行、 国際決済銀行、 国際通貨基金、 欧州中央銀行、 欧州: 共同体、 国際開 発銀 行 **国** 

際復興開 発銀 行、 国際金融公社、 多数国 [間投資保証機関、 アジア 開発銀行、 アフリ 力開 発銀行、 欧 州 復

興開 発銀行、 米州 開 発銀行、 欧州投資銀行、 欧 州 投資基金 北欧投資銀行、 カリブ 開 発銀 行、 1 -スラム

発銀 行、 予 防接種 このため 0) 国 .際金融ファシリティ及び欧州評議会開 発銀行に限る。 又は 我が国  $\mathcal{O}$ 地

開

十九号。 」という。) 付与された格付に対応する信用リスク区分(銀行自己資本告示第一条第十五号に定める信用リスク区分 する内閣府令 をいう。以下同じ。) に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 方公共団体、 以 下 の発行する債券のうち、 地方公共団体金融機構若しくは政府関係機関 (以下「府令」という。) 第百二十三条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭 「銀行自己資本告示」という。) 第八十九条第三号に掲げるもの又は適格格 が1-4以上であるもの 銀行法第十四条の二の規定に基づき、 (非清算店頭デリバティブ取引(金融商品 (次号においてこれらの者を「特定の発行体 銀行がその保有する資産等 (平成十八年金融庁告示第 取引業等に関 付 |機関に シデリ より

若しくは親会社等の子会社等 (当該当事者を除く。)が発行するものを除く。)

以下同じ。)、子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下同じ

社等をいう。

バ

ティブ取引をいう。

以下同じ。)の当事者の一方又はその親会社等

政令第三百二十一号。以下この号において「令」という。)

第十五条の十六第三項に規定する親会

(金融商品取引法施

行令

(昭

和四

三 特定の発行体以外の者が発行する債券 ヤ 及び同条第十六号の二に規定する再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)のうち (銀行自己資本告示第一条第十六号に規定する証券化 クスポ

六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、 イブ 用するものとする。 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(銀行自己資本告示第六十三条又は第 取 引の当事 ·者 の 以下同じ。) が2-2、 方又はその親会社等、 子会社等若しくは親会社等の子会社等 4 3 又は 5-3以上であるもの 同告示第六十五条第 (非清算 (当該当事者を除す 店頭 項の デリバテ 表 を準

兀  $\mathcal{O}$ 基準等を定める件 指定国 (金融商 品 取引業者の市場リスク相当額、 (平成十九年金融庁告示第五十九号) 取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出 第一条第三十八号に規定する指定国をいう。

が発行するものを除く。)

(前号に掲げる債券の信用リスク区分が4―4又は5―4以下である会社が発行する株式又は株 の代表的 な株 価指 数を構成する株式を発行する会社の株式又は株式に転換する権利を付与され た社債 式 12 転

社等若しくは親会社等の子会社等 (当該当事者を除く。) が発行するものを除く。)

換する権利を付与された社債及び非清算店頭デリバティブ取引の当事者の一方又はその親会社等、子会

五. る投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券、 投資信 託等 (投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号) 第二条に規定す 新投資口予約権証券若しくは投資法人債券

又は外国投資証券をいう。以下この号において同じ。)であって、次に掲げる全ての条件を満たすもの (非清算店頭デリバティブ取引の当事者の一方又はその親会社等、 子会社等若しくは親会社等の子会社

等(当該当事者を除く。)が発行するものを除く。)

1 投資対象が主として前各号に掲げるものであること。ただし、 当該投資信託等が投資している資産

に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるためにデリバティブ取引を用いることを妨げな

\ \ \

口 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

2 前項第二号から第五号までに掲げる非清算店頭デリバティブ取引は、府令第百二十三条第一項第二十一

号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引を行う場合には、

「非清算店頭デリバティブ取引

(府令第

百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。)」とする。

(金融庁長官が定める割合)

第二条 は、 現金及び前条第四号に掲げるものについては、 府令第百二十三条第九項第二号に規定する資産の時価に乗じる割合として金融庁長官が定める割合 次の表の一の項の第一欄に掲げる資産の区分に応じ、

に掲げる資産の区分、 同表の第四欄に定める割合とし、 同表の第二欄の債券に係る信用リスク区分及び同表 同条第二号及び第三号に掲げる債券については、同表の二の項の第一欄 の第三欄 の残存期間 の区分に応

じて同表の第四欄に定める割合とし、 同条第五号に掲げるものについては同号に掲げるものの投資対象に

適用される同表

の第四欄に定める割合のうち最も高

いものとする

-					<u> </u>			
					前条第二号に掲げる債券	前条第四号に掲げるもの	現金	第一欄(資産の区分)
		1 -2 スは 1 -3		八十九条第三号に該当する場合	1-1 又は銀行自己資本告示第			第二欄(信用リスク区分)
五年超	一年超五年以下	一年以下	五年超	一年超五年以下	一年以下			第三欄(残存期間)
百分の六	百分の三	百分の一	百分の四	百分の二	千分の五	百分の十五	零	第四欄(割合)

2 定める割合は、百分の八とする。 府令第百二十三条第九項第三号ロに規定する通貨の種類が異なる場合に乗じる割合として金融庁長官が

前条第三号に掲げる債券 2 又 は 5 一 3 2 | 2, 2 1 1 1 Î 4 4 4 | 2 1 又 は 5 4 | 3, 1 5 五年超 五年超 全ての期間 年以下 年以下 年超五年以下 年超五年以下 百分の 百分の 百分の十五 百分の十二 百分の六 百分の二 百分の八 兀